

随 意 契 約 理 由 書			
工事（業務）番号	鳥文修7第8号		
工事（業務）名	鳥栖市民文化会館大ホール客席系統温度制御用冷温水弁修繕		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	鳥栖市民文化会館大ホール客席系統温度制御用冷温水弁の修繕		
履行期間	令和8年1月9日 ～ 令和8年3月6日		
契約年月日	令和8年1月8日	契約金額 (税込)	¥4,939,000
契約の相手方の 商号又は名称・住所	西日本三建サービス株式会社 福岡県 福岡市中央区 舞鶴2-4-5		
契約の相手方 の選定理由	<p>当該業者が施設設備の保守業務を行っており、施設設備の全体を把握しているため、本修繕の対象となる設備の不具合発生の原因を特定することができた。</p> <p>既に貸館の予約を受け付けており、保守点検についてその予約と調整を行っている。</p> <p>工事に際しても貸館運営を継続しつつ、調整等が必要なことから、当該業者と契約することで、短期間での現地作業が可能であるため。</p>		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約		

随意契約理由書

工事（業務）番号	鳥協委第17号		
工事（業務）名	鳥栖まちづくり推進センター建設工事実施設計業務		
履行場所	鳥栖市真木町		
工事（業務）概要	鳥栖まちづくり推進センター建設に伴う、実施設計業務。		
履行期間	令和8年2月10日 ～ 令和9年2月26日		
契約年月日	令和8年2月9日	契約金額 (税込)	¥60,588,000-
契約の相手方の 商号又は名称・住所	株式会社三原建築設計事務所 佐賀県 佐賀市 城内1-10-30		
契約の相手方の 選定理由	<p>本業務は、基本設計業務で作成した基本設計を基に、建築物の仕様や工事内容を確定するものである。本業務の実施にあたっては基本設計の具体化、工事費の適正な積算、法令対応・各種申請及び、地域住民説明の実施が必要となる。しかし、本市初となるZEB対応新築建築物であることや、地元要望への対応など、基本設計から実施設計へ引継ぐ内容がソフト・ハード両面で多岐にわたるため、基本設計受託者以外での業務実施は困難である。</p> <p>以上のことから、(株)三原建築設計事務所を相手方とし随意契約を締結するものである。</p>		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約		

随意契約理由書

工事（業務）番号	鳥協委第19号		
工事（業務）名	鳥栖まちづくり推進センター建設工事地質調査業務（その2）		
履行場所	鳥栖市真木町		
工事（業務）概要	鳥栖まちづくり推進センター建設に伴い、地質調査を追加で行うもの。		
履行期間	令和8年2月10日 ～ 令和8年3月19日		
契約年月日	令和8年2月9日	契約金額 (税込)	¥6,380,000 -
契約の相手方の 商号又は名称・住所	株式会社三原建築設計事務所 佐賀県 佐賀市 城内1-10-30		
契約の相手方の 選定理由	<p>本業務は、鳥栖まちづくり推進センター建設にあたり建設予定地のボーリング調査を実施するものである。</p> <p>令和6年度に調査を実施していたが、基本設計の進捗に伴い建築物の形状が定まってく中で追加調査を行う必要性が明らかになったため、新たに調査を実施するものとなる。なお、基本設計及び実施設計の受託者である(株)三原建築設計事務所は基本設計業務の中で既に敷地内測量を行っており、調査を行うべき詳細な位置や必要な深度について十分に把握をしているため、試掘等を行う必要がなく、調査業務に要する時間や費用を抑え業務を迅速に進めることができる。</p> <p>このことから、(株)三原建築設計事務所を相手方とし、随意契約を締結したい。</p>		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約		

随 意 契 約 理 由 書

工事（業務）番号	浄委7第16号		
工事（業務）名	鳥栖市浄水場天日乾燥汚泥リサイクル業務		
履行場所	鳥栖市原古賀町		
工事（業務）概要	天日乾燥床汚泥の搬出・中間処理（固化）		
履行期間	令和8年2月17日 ～ 令和8年3月23日		
契約年月日	令和8年2月16日	契約金額 (税込)	3,690,500円
契約の相手方の 商号又は名称・住所	株式会社篠原建設 佐賀県鳥栖市蔵上町587-1		
契約の相手方 の選定理由	<p>本業務は、産業廃棄物処理法第3条に基づき、鳥栖市浄水場内で発生した汚泥（無機性汚泥）を適正に処分するための業務である。</p> <p>鳥栖市浄水場内の天日乾燥床の受入可能容量を確保するため、天日乾燥床汚泥を排出する。その天日乾燥床汚泥は、産業廃棄物に該当するため中間処理を行い再生利用（改良土）する。</p> <p>鳥栖市及び近隣で指名願いを届出し、汚泥（無機性汚泥）の中間処理に関する許可を有する業者が(株)篠原建設のみであるため、見積書は1社のみ徴収とする。</p>		
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号による随意契約		